

Topics

7 兵庫県遊技業協同組合様へ 感謝状を贈呈

昨年に引き続き多額の賛助金をいただきました兵庫県遊技業協同組合様へ感謝状を贈呈いたしました。

兵庫県遊技業協同組合は、地域とのふれあいを何よりも大切にしています。

さまざまな福祉活動、地域振興活動を行う各種団体に、毎年一定額の支援金を贈っております。

(写真左は 兵庫県遊技業協同組合 専務理事 基田郁雄様)

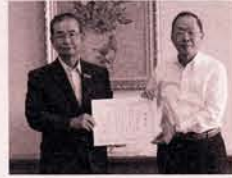


被害にあわれた方々の支援のため有効に活用させていただきます。

8 一般財団法人 尼信地域振興財団様へ感謝状を贈呈

例年、多額のご寄付をいただいている一般財団法人 尼信地域振興財団様へ感謝状を贈呈いたしました。尼崎信用金庫（現在会長：橋本博之氏）が地域社会への振興発展に寄与することを目的に設立された一般財団法人 尼信地域振興財団は尼信グループ各社とともに、当センターを助成しています。

(写真左は 一般財団法人 尼信地域振興財団 理事長 橋本博之様)



被害者支援自動販売機設置にご協力ありがとうございます 清涼飲料の購入で身近にできるボランティア

ご協力先様(平成26年12月31日現在)
KENSOWAKAコーポレーション 武庫川女子大学 日笠工業株式会社 福田誠 株式会社加美乃素本舗 国津商事株式会社 神戸スタンダード石油株式会社 マイスター工房八千代 パレス神戸 株式会社タイガー 株式会社カネカ 尼崎信用金庫職員生活協同組合 株式会社北海 (敬称略)

皆様の温かい応援をいただきまして、現在17台の被害者支援自動販売機が設置されました。当センターの知名度向上、財政基盤安定のためさらに設置していただける場所を増やしたいと考えています。お心あたりの場所がありましたら、ご紹介をお願いします。

被害者支援自動販売機は、清涼飲料の売り上げの一部を「ひょうご被害者支援センター」に寄付する支援システムです。

寄付金は付き添いや支援員の育成費用など、被害にあわれた方やそのご家族・ご遺族をサポートしていくための事業に活用しています。

「ホンデリング」にご協力をお願いします！ 本で支援の輪(リング)が 広がってほしい、という願い

不用になった本・CD・DVDでご寄付をいただく社会貢献プロジェクトです。皆さまのご協力をお願いいたします。読み終わった不用な本、CD、DVDを「贈与承諾書」と共に梱包。

買い取り業者

「株式会社バリューブックス」TEL0268-75-9380

にお電話いただくと、ご指定の時間にヤマト運輸が集荷に伺います。株式会社バリューブックスにて、ご寄付いただいた本を査定し、査定金額がひょうご被害者支援センターに寄付されます。



※「贈与承諾書」は事務局(078-362-7512)にお申し付け下さるか、ひょうご被害者支援センターのホームページからダウンロードしてください。

ひょうご地域安全SOSキャッチ電話相談を開設

日常生活の中で異変に気づいた際に、匿名でも気軽に通報できる電話相談窓口を、兵庫県と兵庫県警察が共同で開設しています。内容に応じて県・市町専門相談機関や警察などに迅速・適切につなぐことにより、事件等の未然防止や早期発見を図ります。

【電話番号】078-341-1324(いざつーホー)

私たちの活動は、会費や寄付等で支えられています。支援はすべて無料で行いますが、支援員の養成・研修・広報啓発活動・事務局の運営などに経費を必要とします。被害者の方が安心して相談できるための活動を理解し、ご支援・ご協力をお願い致します。

会員募集 ひょうご被害者支援センターの活動を支える仲間を募集しています。ご協力をお願い致します。

年会費	正会員	個人	5,000円	郵便振替 口座番号：00940-7-305791 口座名義：公益社団法人 ひょうご被害者支援センター
	賛助会員	個人	一口 1,000円以上(何口でも可)	
		団体	一口 10,000円以上(何口でも可)	

発行日：平成27年1月
発行者：公益社団法人
ひょうご被害者支援センター
事務局：TEL 078-362-7512
URL：http://supportyogo.org

編集
後記

シンポジウム特集として発刊いたしました。平井理事長の基調講演では犯罪被害者遺族としての体験と被害者支援のあり方など、また、パネルディスカッションでも多くの貴重なお話をいただきましたが、紙面の関係ですべてを掲載できなかつたことが悔やまれます。また、センターの活動やセンターを支えてくださっている皆様の紹介なども、引き続き掲載して参りたいと考えています。編集に関するご意見などを寄せいただければ幸いです。

News Letter Vol. 23

シンポジウム基調講演

「犯罪被害者としての私と犯罪被害者支援の現状」(要旨)

講師 認定特定非営利活動法人
全国被害者支援ネットワーク 理事長 平井 紀夫



《私の体験》

1996年9月8日の夕刻、北京大使館から自宅に電話があった。「長男の明夫が北京のホテルで死亡。首を切られている。財布がない。明日北京に来てほしい。死体解剖の了解をもらいたい。」すぐにこの趣旨を娘夫婦に連絡し、自宅に来るように話したが、その後のことはほとんど覚えていない。すぐにマスコミからの電話。状況もわからず答えようもないところへ次々と電話、その後はインターフォン…。翌朝2時まで続いた。翌朝5時すぎに家を出た。自宅前、空港にも、北京空港でもカメラが待っていた。

現在ではマスコミの皆さんの自主規制によってこのようなことはなくなっているが、自宅に残っていた娘のメモには、「電話のベルの音が耳から離れない。インターフォンの音が耳から離れない。」と…。深い心の傷が今も残っている。

北京では遺体安置所での遺体確認、公安からの事情聴取、翌日は遺留品を確認した。その後死亡したホテルを訪問。息子は体調を崩して、クリニックにかかっていたので、クリニックを訪問し、医師から話を聞くことができた。翌日に再度遺体と対面した。12日に帰国し、翌日はお通夜、そして告別式を済ませることができた。この間の一週間の記憶が定かでない。知らせを聞いた翌朝、関空に着いた時には、息子はまだ生きていたと思っていた。空港で新聞報道を見て、我に返り、息子は死んだと考え直した。

北京のホテルでも身体がほてっているような感覚。それが毎晩続く。食事もままならない、眠れない。今から振り返ると余り記憶に残っていない。残っている記憶は自責の念である。「なぜ中国へ旅することを許可したのか。」「どうして行くことを許してしまったのだろうか。」自分の責任の重さに悩んだ1週間だった。

しかし多くの人の助けのお蔭で、この一週間を過ごすことができたと思う。ビザの申請では北京大使館にお世話になったし、北京滞在中は会社の北京事務所の方々に大変お世話になった。帰ってからもお通夜、告別式では、会社の皆さんに大変お世話になり、無事に一週間を過ごすことができた。

暫くして妻が買い物に出かけた時、「元気ですね」と声をかけられた。妻は大きなショックを受けた。必死の思いで買い物に出かけたのに…。何気ない言葉であったはずだが…。

自分自身は2週間後やっと出社できたが、10月の海外出張に行けなかった。後から振り返ると二か月程は十分な仕事は出来ていなかったようだ。

自分の墓を守ってほしいと思い、数年前に息子と墓地を探しに行ったことがあった。墓を建てることになり、墓の場所を探しに行ったところ、偶然にも、以前見つけた場所が空いていた。墓を建て、毎週10年間、妻と一緒に墓参りをした。息子はいないけれど、息子の心は私たちの中で生きている。「息子とともに生きていく」という思いは、墓参りから得たもの。

翌年の1997年、北京のホテルへ、翌々年もまた次の年も、また次の年も…。区切りがつかない…!

毎年9月の命日には、息子の友人がお参りに来てくれる。その友人の話を聞くことが私たちにとっては最大の支えになっている。息子が阪神淡路大震災にボランティアをしていたこと等、息子の気持ちを生かさなければと考え、月一回・小一時間のゴミ拾いをしてきた。この17年間のゴミ拾いで多くのことを学ばせてもらった。

公益社団法人ひょうご被害者支援センター電話相談

078-367-7833

毎週 火・水・金・土 (祝日は除く) 午前10時～午後4時
心理相談・法律相談も行っております(無料・予約制)

《犯罪被害者支援の活動へ》

京都犯罪被害者支援センターの立ち上げに関わり、理事会に出席するうちに、被害者自身が活動しなければ…と考えようになった。

会社を退職後、内閣府犯罪被害者等基本計画の経済的支援検討会の構成員として参加。イギリス・フランス・ドイツなど海外の被害者支援団体も訪問した。

そして全国被害者支援ネットワークの活動に参加し、ネットワークの理事長へと…。これまでの一連の活動は息子に導かれてきていると感じている。

《犯罪被害者支援について》

1991年10月の犯罪被害給付制度10周年を記念したシンポジウムで、「被害者は耐えるしかない!声さえあげられない!精神的支援が必要!」との犯罪被害者の大久保恵美子さんの発言を契機に、1992年 前理事長であった東京医科歯科大の山上教授が教室内に「犯罪被害者相談室」を開設したことが犯罪被害者支援の始まりである。

その後、順次8支援センターが設立され、1998年に全国被害者支援ネットワークが創設された。現在48センターがネットワークに加盟し、活動していただいている。

1999年には犯罪被害者の権利宣言(1.公正な処遇を受ける権利 2.情報を提供される権利 3.被害回復の権利 4.意見を述べる権利 5.支援を受ける権利 6.再犯罪から守られる権利 7.平穏かつ安全に生活する権利)を発表し、活動してきた。全国犯罪被害者の会「あすの会」の署名活動など多くの皆様のご努力により、2004年には「犯罪被害者等基本法」が制定され、犯罪被害者等の権利や利益の保護、国・地方公共団体・国民の責務が明記され、総合的な施策も示された。しかし、犯罪被害者に対する差別もなくなるのが現実。この活動は緒に就いたばかりである。

全国の組織を見ても、平日・昼間の活動がほとんどで、土・日・夜間は行われていない場合が多い。我々の目指す姿を実現させたい。私たちの活動の目標は全国どこでもいつでも必要な支援が受けられること。犯罪被害者のいるところに支援センターがあることが望ましい。京都でも北部地区にもセンターの設置を目指している。

支援内容では、電話相談のほかに面接相談や直接的支援を行っているが、被害者参加などが始まり、裁判所への付き添い支援が急激に増加するなどニーズが多様化している。支援活動は充実してきているが、日本での支援件数は犯罪の認知件数の1%にも満たない。英国・米国に比べればまだまだだ。ご本人やご家族の方からの相談がほとんどで、友人やご近所の人からの相談は極端に少ない。ここにも問題があると考えている。もっともっと人と人との絆を大切に、人が人を見守る社会になることを目指したい。

支援員・相談員の育成のため各種研修を実施しており、現在、全国で7名のコーディネーターに活動いただいているが、これを全センターに配置することを目標にしている。

犯罪被害者がおられて、支援する相談員・支援員がいる。そして相談員・支援員を支える事務局があって、組織全体を運営する理事・理事長がいる。このような考え方に立って、センターが運営され、支援活動が一層充実することを願っている。

パネルディスカッション「これからの民間支援団体のあり方」

コーディネーターとして西谷良彦氏(弁護士)、パネリストとして基調講演者の平井紀夫氏、林秀和氏(神戸市危機管理室課長)、立花隆介氏(弁護士)、倉石哲也氏(武庫川女子大学教授・臨床心理士)、遠藤えりな氏(ひょうご被害者支援センター、犯罪被害相談員、NNVS認定コーディネーター)らが、それぞれの立場から支援の現状、今後のあり方についての発表と意見交換がありました。

林危機管理室課長からは神戸市犯罪被害者等支援条例の内容や取り組みの説明と関係団体との連携が重要なこと、立花弁護士からは弁護士会の活動と、弁護士相談後のセンター相談員によるフォローの大切さについて、倉石教授からはご遺族の受ける心理的被害に対する支援に加え、生活、福祉面などの支援が必要になるなど被害者のニーズが多様化していること、遠藤犯罪被害相談員からは、付き添い支援における現場での問題点や関係機関との連携が奏功していること、一方で視覚障害者や外国人などの支援への対応も望まれること、平井ネットワーク理事長からは、全国組織として被害者がいつでも何処にいても支援を受けられる体制づくりのため、支援員の育成・財政を含む組織の発展が必要である。「被害者は一人ひとり違うから、被害者にとって支援は世界に一つ」等の発言がありました。



Topics

1 自助グループ「六甲友の会」 ～定例会開催が100回を迎える～

ひょうご被害者支援センターが支援を続けている犯罪被害者遺族でつくる自助グループ「六甲友の会」の定例会が2002年の設立以来、12月21日の開催で100回を迎え、神戸新聞に掲載されました。

「六甲友の会」は被害者の遺族で、当センターの監事 土師守さん、理事の高松由美子さんが世話役を務めています。例会には当初から臨床心理士が参加、マスコミ、県警被害者支援室、弁護士、検察官らを招いた勉強会も年一回ずつ続けています。



2 国際ソロプチミスト神戸西 ～ホンデリングで被害者支援～

国際ソロプチミスト神戸西様は、賛助会員としてひょうご被害者支援センターを応援していただいておりますが、今般「ホンデリング」への取り組みを始めていただきました。

国際ソロプチミストは世界的奉仕団体で、4つの連盟から成り立っています。混迷を深める世界情勢にあって、人権と女性の地位を向上する活動をされています。日本国内には5つのリジョンがあり、アメリカ連盟に所属しています。日本国内の各地域にはたくさんのグループがあり、既に応援いただいているセンターも数多くあります。

今後、国際ソロプチミスト神戸西は、県下の同組織や一般市民にもホンデリングによる支援、参加を呼び掛けてくださるそうです。



有志で持ち寄った書籍などと国際ソロプチミスト神戸西のメンバーら

3 センターのポスターを主要20駅に掲示 ～神戸電鉄様に協力いただきました～

賛助会員の神戸電鉄様にひょうご被害者支援センターのポスター掲示をお願いしたところ快諾いただきました。鉄道の駅にポスターが掲示されるのは初めてのことです。ポスターを見た方からの相談電話も受けました。



神戸新聞社提供

4 ボランティア電話相談員14名誕生 ～第14期生養成講座修了～

本年6月からスタートした電話相談員養成講座は、8月で終了し10月から新しく14名のボランティアが誕生しました。担当いただいた講師の皆様、ありがとうございました。

14期生の声

「励ましではなく、寄り添いを」「善人であればよいとは限らない」。養成講座で相談員心得として載いた言葉です。途はるか遠しの感がありますが、少しずつ歩んでいきます。(T.Kさん)

養成講座を受けるまで知らないことばかりでした。第一線でご活躍されている素晴らしい先生方からご講義いただき、感謝の気持ちでいっぱいです。ありがとうございました。「言葉」ではなく、「行動」で、そっと寄り添った支援ができるよう、継続研修でしっかり勉強していきます。これから1つ1つ教えていただきながらお手伝いさせていただくこととなります。どうぞみなさま、よろしくお願いいたします。(H.Kさん)

5 「神戸市犯罪被害者等支援条例」 ～本年度も市区職員および民生・児童委員代表者研修を実施～

神戸市では昨年4月の「神戸市犯罪被害者等支援条例」施行に伴い、昨年同様、本年も市区職員と民生・児童委員各地区代表に対して研修会を開催いたしました。9区役所において、それぞれ約1時間の職員研修を実施、民生・児童委員代表者の研修会では、10分から20分の短い時間のなかで、神戸市から条例の説明、ひょうご被害者支援センターから、「被害者の置かれた状況とセンターの役割」について説明、福祉に携わる委員各位は熱心に耳を傾けていました。



6 募金箱、始めました ～募金箱設置ありがとうございました～

設置先様 コベルコ教習所株式会社 西神戸ゴルフ場 須磨寺 (敬称略)



募金箱を作製し、お店や企業、施設などに置いていただいております。集まった募金は犯罪被害にあわれた方の支援活動に活用させていただきます。

募金箱設置にご協力いただける個人または団体のかたがいらっしゃいましたら、ひょうご被害者支援センターまで連絡をお願いいたします。